



# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 保育施設の利用について

～全国的に新型コロナウイルス感染症の患者数が増加しています。より一層の感染予防対策をお願いします～

- 保育施設の利用は、**必要最低限**（お仕事がお休みの時や早く終わった時など家庭保育等）をお願いします。
- 有症状（咳や鼻水等）の場合は、**できるだけご家庭で保育**をお願いします。

日頃より教育・保育施設の運営にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。  
また、ご家庭におかれましても、「新しい生活様式」を取り入れながら、保育施設の利用を最小限にさせていただき重ねて感謝申し上げます。

さて、全国的に新型コロナウイルス感染症の患者数が増加しています。保育施設におきましても、いつ新型コロナウイルス感染症が発生するかわからない状況は今もなお変わりはありません。

お子さまをお預かりしている保育施設では、日々お子さまの健康管理、施設の衛生管理（換気・消毒の徹底）、手指の消毒、マスクの着用等に心がけ保育を実施しています。保育施設内でクラスターを発生させないためにも、これまで以上ご配慮くださいますようお願いいたします。



## ●登園前に検温、症状の確認をしてください。

- 発熱：37.0℃以上（平熱が高い場合はこの限りではない。）
- 咳 □くしゃみ □鼻水 □喉の痛み □息苦しさ
- 腹痛 □下痢 □だるさ □味覚、臭覚の異状

※慢性疾患（アレルギー等で鼻水、咳等）がある場合は、先生に事前に相談してください。

- 上記の症状がある場合は、できる限り家庭保育をお願いいたします。
- 発熱があった場合は、解熱後24時間以上自宅で様子を見てください。
- 手洗い、うがい、咳エチケットのご協力をお願いします。
- 保育中に体調の変化があった場合、早めのお迎えをお願いします。

## 万が一、感染者が発生したら!!

- 保育施設は、保健所の立ち入り調査が済むまで「休園」の緊急措置をとります。  
緊急措置「休園」では、「代替保育」はありません。今から事前調整をお願いします。
- 調査が完了してから、「開園」、「休園」または「一部休園」等の措置を講じます。  
「休園」等になった場合は、環境が調整できた段階で「特別保育」を実施する予定です。  
特別保育を利用できる方は、医療従事者、エッセンシャルワーカー等が対象になります。  
特別保育中は、給食の提供ができませんのでお弁当等の持参になることを予めご了承ください。  
事前に「緊急時特別保育希望届」を保育施設に提出してください。
- 実際に「休園」等になった場合は、「緊急時特別保育利用申請書」が必要になります。

保健所の指示のもと、「休園」等の判断をします。  
施設内で感染拡大しないようみなさんの協力が必要になります。ちょっとした体調不良がある場合は、ご家庭での保育の協力をお願いします。



～保育施設に入園されているお子さまおよび働く職員の大切な命を守るために引き続き、一人ひとりができる感染予防対策にご理解とご協力をお願いします。～



昭島市子ども家庭部子ども子育て支援課

電話番号：042-544-5111 代表（内線2162～2165）